

各市町村児童福祉主管課長 様

群馬県生活こども部  
私学・子育て支援課長 上原 美奈子

新型コロナウイルス感染拡大防止のための群馬県「社会経済活動再開に向けた  
ガイドライン」の見直しについて（通知）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日々状況が変わる中で、適切に御対応いただき、感謝申し上げます。

本県において独自で策定し、5月から運用してきた「社会経済活動再開に向けたガイドライン」について、現在までの状況の変化を反映させ、現状に見合った形での行動基準等の見直しが行われました。

今回のガイドライン見直しでは、県立学校の行動基準が見直され、休業等は全県一律に判断せずに感染状況を踏まえ、地域あるいは学校単位で対応することとなりました。このため各市町村の教育委員会には、県教育委員会より各市町村の「福祉部局、放課後児童クラブ等、地域の関係機関等と十分連携を図ること」との通知が発出されております（別添のとおり）。

各市町村におかれましては、管内の保育所、認定こども園、放課後児童クラブに対し、地域の状況に応じ、登園自粛要請等の御対応をお願いいたします。登園自粛要請等を行った場合は、速やかに私学・子育て支援課まで報告をお願いいたします。

また、引き続き、貴管内保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等に対し、下記に御留意の上、適切な感染拡大防止対策を講じるよう御指導をお願いいたします。

記

- 管内保育所等の園児・児童・職員に感染者・濃厚接触者が疑われる場合  
地域を所管する保健所（県保健福祉事務所）に連絡・相談をお願いします。
- 管内保育所等に臨時休園等を要請した場合  
臨時休園とした場合でも、医療関係業務に従事する保護者等で保育サービスの利用が必要となる場合には、子どもを少人数に分け、小規模で保育を行うなど、必要に応じて対応の検討をお願いします。
- 管内保育所等に従事する職員の方へのお願い  
これまでも十分に感染防止に取り組んでおられるところですが、改めて以下の点に留意していただくように周知をお願いします。
  - ・一般的な感染症対策（手洗い等により手指を清潔に保つ、手で目・鼻・口を触らない、室内の定期的な換気など）を行ってください。
  - ・健康管理（十分な睡眠・休養、栄養バランスのよい食事、適度な運動など）を心がけてください。
  - ・出勤前に各自で体温を計測し、発熱等の風邪症状が見られる場合には、出勤をしないことを徹底してください。
  - ・感染を疑うようなことがあれば、ためらわずに、帰国者・接触者相談センターに相談してください。
  - ・県内における市中感染が広がりつつありますので、外出の際には、外出先の感染防止対策の実施状況を確認いただく等の対応をしてください。
  - ・県外への移動については、東京都、大阪府、沖縄県、神奈川県への不要不急の外出は自粛してください。  
（対象の都府県については、現時点での状況。随時、県HPにて公表予定）

事務担当：子育て支援係・保育係  
TEL：027-226-2622（子育て支援係）  
027-897-2689（保育係）

# 「社会経済活動再開に向けたガイドライン」（改訂版）

## 1 目的及び見直しの背景

5月14日（木）に政府の緊急事態宣言が解除され、県独自の「社会経済活動再開に向けたガイドライン」を策定し、全国一律に面的な要請が行われた外出自粛や休業要請を段階的に緩和してきたところである。

この間、新しい生活様式も実践されるようになり、県では医療提供体制の整備や県独自の感染防止対策などの取り組みを進めてきた。さらには、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会から感染状況を区分するための新たな「指標」や対策等についての提言もなされた。

こうしたことから、外出自粛や休業要請などの活動制限をこれまでの一律的・面的な要請から、対象を絞った点（ピンポイント）による限定的な要請を行うことで、社会経済活動への影響は抑えつつ、感染拡大防止をはかるため従来のガイドラインを見直すこととした。

策定当初に想定したとおり、新型コロナウイルスの根絶は難しく、長期戦となっており、社会経済活動の再開にあわせるように第2波という見方もできる感染再拡大の状況がある中、感染拡大防止と社会経済活動の再開とのバランスをとりながらニューノーマルな社会の実現を目指していくこととする。

## 2 基本的な考え方

- 県民や事業者への外出自粛や休業要請などの活動制限は、極力、回避することを基本として、要請する場合であっても一律ではなく限定的な制限とする。
- 高齢者や基礎疾患のある方、児童・生徒については、感染した場合の影響も考慮し、早い段階から警戒の呼びかけや対応を行うほか、クラスターの多発など急速な感染拡大が懸念される場合には、迅速に警戒度の引き上げや要請の強化を行う。
- 県民・事業者・行政が連携して新型コロナウイルス感染拡大防止対策に取り組むことが重要であり、活動制限の緩和・強化にあたっては、本ガイドラインに基づき実施する。

## 3 ガイドラインの構成

- 警戒度  
県内の感染状況を踏まえ4段階（1～4）で設定します。
- 判断基準  
感染状況、医療提供体制を判断する「客観的な数値」と数値によらない「総合的な状況」の2つの要素から現状を評価します。  
基準は、国の分科会の提案と県の病床確保計画とのバランスを取り、県の実態に合ったものとなりました。
- 行動基準  
県民、事業者の皆様をお願いする行動です。警戒度に応じて想定し得る要請内容を示します。
- 警戒度変更のルール  
判断基準によって現状を2週間の単位で評価し、警戒度を決定します。その警戒度に応じた行動基準を要請します。  
※感染状況の悪化等の理由で警戒度を上げる場合には2週間を待たずに迅速に判断します。

## 4 施行日

令和2年5月15日（金）策定

令和2年8月27日（木）改訂

※県内・近隣都県の感染者の状況、国の基本的対処方針等の変更により、内容を修正することがあります。

## 各警戒度における感染状況と対応方針

警戒度	感染の状況	具体的な状況例	感染防止対応方針
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内で爆発的な感染拡大あるいは、拡大の恐れがある</li> <li>・医療提供体制へ深刻な負荷</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院や高齢者施設間において大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生</li> <li>・高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生</li> <li>・公衆衛生体制及び医療提供体制へ深刻な負荷</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○感染リスクに特別警戒が必要</li> <li>○広範な活動制限</li> <li>・外出自粛や施設等に対する使用停止(休業)等の要請、営業時間の短縮要請</li> <li>・緊急事態宣言(特措法に基づく)による緊急事態措置の実施を検討</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の感染者の急増あるいは、急増の恐れがある</li> <li>・医療提供体制に大きな負荷</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラスターが県内各地域で多発する</li> <li>・病院や高齢者施設においてもクラスターが発生</li> <li>・高齢者や高リスク者が感染し、医療提供体制への負荷が大きい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○感染リスクに警戒が必要</li> <li>○部分的な活動制限</li> <li>・一部外出自粛を要請</li> <li>・感染防止対策がとられていない施設等に対する使用停止(休業)等の要請</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の感染者の漸増</li> <li>・都内や近県で感染拡大</li> <li>・医療提供体制への負荷の蓄積</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の各地域で点的に感染者が発生</li> <li>・3密となるリスクの高い場所でクラスターが度々発生</li> <li>・保健所などの公衆衛生体制及び医療提供体制への負荷が蓄積しつつある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○感染リスクに、十分な注意が必要</li> <li>・慎重な行動を要請</li> <li>・特に高齢者等には十分な注意を要請</li> <li>・感染防止ガイドライン遵守の徹底を要請</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内感染者の散発的な発生</li> <li>・医療提供体制に特段の支障なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者が発生するが、重症者は少ない</li> <li>・保健所などの公衆衛生体制及び医療提供体制への負荷は小さい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○感染リスクに留意が必要</li> <li>・新しい生活様式の実践・定着を推進</li> <li>・接触確認アプリ「COCOA」、LINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」の利用を推奨</li> </ul>

### ※感染防止対応方針の共通事項

・過度に活動自粛や要請を求めるのではなく、新しい生活様式の徹底を進めながら、県としての感染防止対策や医療提供体制を強化することにより対応

警戒度ごとの状況を理解しやすくするため、想定し得る感染状況と感染防止対応方針を示しています。

## ＜警戒度移行の判断基準 ①客観的な数値＞

項目		内容※	現在値 (○/○)	過去最高値 (7月以前)
1 感染 状況	(1)新規感染者数	平均 <b>20</b> 人/日	人	<b>11.3</b> 人
	(2)経路不明の感染者数	感染経路不明 <b>50</b> %	%	<b>50.0</b> %
	(3) 検査の陽性率	平均 <b>7</b> %	%	<b>18.9</b> %
2 医療 提供 体制	(1)重症例への診療体制	①人工呼吸器使用 <b>1 / 2</b>	○台中 台	—
		②うちECMO使用 <b>1 / 3</b>	○台中 台	<b>2</b>
	(2)病床の稼働率 (302床中)	警戒度1 <b>15</b> %未満 警戒度2 <b>15</b> %以上 警戒度3 <b>40</b> %以上 警戒度4 <b>70</b> %以上	%	<b>74.8</b> %

※各判断基準は、現状の医療提供体制を逼迫させないことを基にしているため、今後の体制整備の進展に合わせて、基準も変動します。

※(1)～(3)は1週間の移動平均。

警戒度移行の判断基準は、「客観的な数値」と、「総合的な状況」の2つを設定しています。

①客観的な数値は、これまでの状況を分析した結果や、医療提供体制を逼迫させないという観点から、5項目（新規感染者数、経路不明の感染者数の割合、検査の陽性率、重症例への診療体制、病床の稼働率）を設定しました。

この5項目により、県内の感染状況や医療提供体制の状況を判断します。

特に医療提供体制を逼迫させないよう、2(2)病床の稼働率については、県の病床確保計画と合わせて、警戒度ごとに数値を設定しました。

新規感染者数は、すべての新規感染者が病院に入院するのではなく、宿泊療養施設に直接入居していただくケースも想定しています。また、病院の受入れ能力は5月に比べて3倍以上になっています。

## ＜警戒度移行の判断基準 ②総合的な状況＞

項目		内容
<b>1</b> 感染 状況	介護施設等の状況	介護施設等の発熱状況がモニターされていること。
	近隣都県の感染状況	東京都との往来が再開しても感染拡大の恐れがないこと。 (東京都の実効再生産数が1未満程度であること)
	群馬県の感染状況	群馬県の実効再生産数が1未満程度であること。
	入院状況	直近の状況を月単位でモニターする。
	クラスターの発生状況	クラスターに対し、迅速な実態把握と対策が取られていること。
<b>2</b> 医療 提供 体制	検査件数	感染状況に応じて、必要な検査を実施できる体制が整備されていること。
	院内感染制御	病院が、相当数のPPEの備蓄があること。 院内感染に対し、迅速な実態把握と対策が取られていること。
	一般医療への影響	治療の先伸ばしによる悪影響をモニターし、問題がないこと。
	疑似症患者への医療等	疑似症患者の入院状況
	軽症者等の宿泊療養施設の確保等	感染者数に対して、十分な室数が確保できていること。

警戒度移行の判断基準は、現実の動きは数値だけで計れるものではないため、数値によらない総合的な状況をもう一つの判断要素として取り入れています。

県の感染の特徴として、亡くなられた方のほとんどが施設に入居されていた高齢者ということです。介護施設は、特に注意を払う必要があります。

また、交通の要衝である本県の地勢的な事情に鑑み、東京都や近隣県の状況にも注目しつつ、県内の状況を判断していきます。

さらに、クラスターに対し感染拡大防止のための迅速な実態把握と対策が必要となることから項目を追加しました。

## ＜4段階の警戒度と行動基準＞

警戒度	個人			事業者		【参考】 学校
	外出	県外移動	イベント	休業等	勤務形態	
4	×	×	×	・感染拡大の恐れのある業種の施設等への休業要請や営業時間の短縮要請 ・高齢者施設や病院等での面会の禁止	テレワーク(7割目標)、時差出勤等を強く推奨	・感染状況等に応じて学校単位もしくは地域や全県で休業等(部活自粛)
3	△ ・3密となるリスクが高く、感染防止対策がとられていない場所へは外出自粛 ・高齢者や基礎疾患者は外出自粛	△ 感染拡大都道府県への不要不急の移動は自粛	△ 別表による	・感染防止対策がとられていない施設等への休業要請 ・高齢者施設や病院等での面会の禁止	テレワーク(5割目標)、時差出勤等を推奨	・学校単位で分散登校、授業短縮、時差登校等(部活一部制限)  ただし感染状況等によっては通常登校
2	△ ・3密となるリスクが高い場所への外出十分注意 ・高齢者や基礎疾患者は外出を十分注意	△ 感染拡大都道府県は注意(特に拡大している場合は自粛)	△ 別表による	・高齢者施設や病院等での直接面会は十分注意(オンライン面会等の推奨)	テレワーク(3割目標)、時差出勤等を推奨	通常登校  ただし感染状況等に応じて学校単位で分散登校等
1	○	○	△ 別表による		テレワーク、時差出勤等を推奨	通常登校

※1 全段階で「新しい生活様式」を実践、多様な感染防止対策(業界ごとの感染防止ガイドラインなど)を徹底  
※2 感染状況や国の基本的対処方針に基づき、部分的に上位の警戒度の要請等を行う場合あり

行動基準は、個人・事業者の皆様にご各警戒度において想定し得る要請事項を示しています。

個人の行動基準は、「外出」・「県外移動」・「イベント」、事業者の行動基準は、「休業等」・「勤務形態」を例示しています。

自粛は「×」、条件付で認めるものは「△」、活動を認めるものは「○」で表記しています。警戒度4は、県民の皆様には、不要不急の外出自粛要請を行い、事業者の皆様には、感染拡大の恐れのある業種の施設等への休業要請や営業時間の短縮要請を行います。

警戒度3は、県民の皆様には、3密となるリスクが高く、感染防止対策がとられていない場所への外出自粛要請を行います。事業者の皆様には、感染防止対策がとられていない施設等への休業要請を行います。

警戒度2は、県民の皆様へ外出自粛要請は行いませんが、3密となるリスクが高い場所への外出は十分注意してください。また、県をまたぐ移動も可能ですが、感染拡大傾向にある都道府県への移動は注意していただくとともに、特に拡大している場合には自粛をお願いします。

警戒度1は、高齢者や基礎疾患のある人も、社会交流が可能となります。

なお、感染状況や国の基本的対処方針等の内容によって、皆様にご別途要請を行う可能性があります。

警戒度すべてにおいて、感染防止対策を徹底し、「新しい生活様式」を実践することが前提となります。特に、事業者の皆様は、感染防止対策(業界ごとの感染防止ガイドラインなど)の徹底と「ストップコロナ!対策認定制度」への登録をお願いします。

# ＜行動基準一覧表＞

警戒度	個人	事業者	【参考】 学校
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外出自粛 ※通院、食料買い出しを除く</li> <li>・都道府県をまたいだ移動自粛</li> <li>・イベント開催自粛</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大の恐れのある業種の施設等への休業要請や営業時間の短縮要請</li> <li>・テレワーク等を強く推奨(目標7割) ※時差出勤、自転車・自動車通勤</li> <li>・高齢者施設や病院等での面会禁止</li> <li>・イベントの開催自粛</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染状況等に応じて、学校単位もしくは、地域や全県で休業等 (部活自粛)</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3密となるリスクが高く、感染防止対策がとられていない場所へは外出自粛</li> <li>・高齢者や基礎疾患者は外出自粛</li> <li>・感染の拡大している都道府県への不要不急の移動は自粛</li> <li>・一定条件のイベント開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止対策がとられていない施設等への休業要請</li> <li>・テレワーク等の推奨(目標5割) ※時差出勤、自転車・自動車通勤</li> <li>・高齢者施設や病院等での面会禁止</li> <li>・一定条件のイベント開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校単位で分散登校、授業短縮、時差登校等 (部活一部制限)</li> </ul> <p>ただし感染状況等によっては通常登校</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3密となるリスクが高い場所への外出は十分注意</li> <li>・高齢者や基礎疾患のある人は不要不急の外出を十分注意</li> <li>・感染の拡大している都道府県への移動は注意(特に拡大している場合は自粛)</li> <li>・一定条件のイベント開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワーク等を推奨(目標3割) ※時差出勤、自転車・自動車通勤</li> <li>・高齢者施設や病院等での直接面会は十分注意(オンライン面会等の推奨)</li> <li>・一定条件のイベント開催</li> </ul>	<p style="text-align: center;">通常登校</p> <p>ただし感染状況等に応じて、学校単位で分散登校等</p>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や基礎疾患のある人も社会との交流が可能 ※物理的距離の確保、距離の確保が難しい機会は極力減らす</li> <li>・全ての人が、混雑した場所には出来るだけ行かないようにする</li> <li>・一定条件のイベント開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワーク等を推奨 ※時差出勤、自転車・自動車通勤</li> <li>・高齢者施設や病院等での面会可能(オンライン面会等の推奨)</li> <li>・特段の規制なく、就業が可能</li> <li>・一定条件のイベント開催</li> </ul>	<p style="text-align: center;">通常登校</p>

※1 全段階で「新しい生活様式」を实践、多様な感染防止対策(業界ごとの感染防止ガイドラインなど)を徹底

※2 感染状況や国の基本的対処方針に基づき、部分的に上位の警戒度の要請等を行う場合あり

## (別表) イベントの開催制限について

警戒度3～1におけるイベント開催における行動基準は、国の基本的対処方針等を踏まえ、下表のとおり運用することとします。

また、感染拡大の兆候やクラスターの発生、緊急事態宣言が出た場合等、上限人数の変更、延期や中止等の協力要請など対策を強化するものとします。

### 【警戒度におけるイベントの開催上限人数】

県ガイドライン の警戒度	屋内	屋外
3～1	10人	20人
	50人	100人
	100人	200人
	1,000人	
	5,000人	
	上限なし	

[注1] 屋内は「収容率（定員に対する割合）」の50%以内、屋外は「十分な間隔（できれば2m）」を確保できること。

[注2] 「人数上限」と「収容率」はどちらか小さい方を限度とする。

[注3] 屋内・外ともに、座席等により位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合は、その半分程度以内とする。また、屋内・外ともに、座席等により位置が固定されず、または、収容定員の定めがない場合は、人と人との距離を十分確保する。



# 適切な感染防止対策例

発熱者等の施設への入場防止	・ 来訪者、従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がある者や体調不良の者の入場制限(来訪者)、出勤停止(従業員)
	・ 発熱等の症状がある者は、イベントの参加や施設の利用を控える
接触確認アプリの利用	・ 来訪者は、接触確認アプリをインストールをし、事業者は、それを促す
	・ 事業者は、来訪者の連絡先等を把握する(イベント開催の際には徹底すること)
3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止	・ 店舗利用者の入場制限、滞在時間の制限を設ける
	・ 十分な座席間隔(四方を開けた席配置等)を確保する
	・ 入退出時、休憩場所、待合場所等での3密の環境を避ける
	・ 換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	・ 密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の防止	・ 来訪者、従業員のマスク着用(熱中症等対策が必要な場合を除く)、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・ 対面機会の削減(または、ビニールカーテン等の設置)
	・ 大声での会話が発生しない環境作り(利用者への呼びかけ、音響を最小限に設定等)
	・ 店舗・事務所内の定期的な消毒、キャッシュレスの利用
移動時の感染防止	・ ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	・ 従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	・ 出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限
	・ イベント参加(開催)にあたっては、移動中や移動先での感染防止のための行動を取る(よう呼びかける) ※イベントスタッフにも同様に呼びかける

# 「新しい生活様式」の実践例

## (1) 一人ひとりの基本的感染対策

### 感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
  - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
  - 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを**着用する。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
  - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。  
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
  - 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

## (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒**  咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に）  身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



## (3) 日常生活の各場面別の生活様式

### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

### イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

## (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務  時差通勤でゆったりと  オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン  対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

## 社会経済活動再開に向けたガイドラインの行動基準に係る Q & A

8/27時点

Q1	<b>外出時の十分な注意とは具体的に何をすればいいのでしょうか。</b>
A1	<p>厚生労働省から示されている「新しい生活様式」の実践をお願いします。</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①人との間隔は、できるだけ2 m(最低1 m)空ける。</li> <li>②遊びに行くときは屋内より屋外を選ぶ。</li> <li>③外出時、屋内にいるときや人と会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用する。</li> <li>④まめに手洗い・手指消毒をする。家に帰ったらまず手や顔を洗い、できるだけすぐに着替える。</li> <li>⑤買い物などは計画を立てて素早く済ませます。</li> <li>⑥食事などの際は、対面ではなく横並びで。</li> <li>⑦3つの密(密閉空間、密集場所、密接場面)を避ける。</li> <li>⑧施設の行う感染防止策へ協力する</li> </ul> <p>などが考えられます。</p> <p>※社会経済活動再開に向けたガイドラインの「(別表)適切な感染防止対策例」「新しい生活様式の実践例」等をご参照ください。</p>
Q2	<b>感染拡大の恐れのある業種、3密となるリスクが高い場所とはどのようなものを指しますか。</b>
A2	<p>全国的にクラスターが発生した業種(場所)を指します。そのほかにも、同様の危険性がある場合には、要請を行う場合があります。</p> <p>全国的にクラスターが発生した業種例：ホストクラブ、キャバクラ、カラオケ、酒類の提供を伴う飲食店、劇場、スポーツジム、ライブハウスなど</p>
Q3	<b>店舗や施設の感染防止策が十分取られているかはどのように判断すればよいですか</b>
A3	<p>基本的には店舗・施設等のHPや、店頭等の感染防止策に関する掲示物、「ストップコロナ! 対策認定制度」のステッカー等で確認してください。</p> <p>なお、ホストクラブやキャバクラなど接待を伴う飲食店においては、県から各店舗・施設に対して、店舗のHPや店頭等へ取り組んでいる感染防止対策を明示するよう要請しております。</p>
Q4	<b>「ストップコロナ! 対策認定制度」とはどのような制度ですか。</b>
A4	<p>業界団体等が作成したガイドラインに基づき、感染症対策を適切に行っている店舗を県が認定する制度です。認定を取得した店舗には、認定ステッカー・ポスターを配付し、県ホームページへの掲載も行っています。</p>
Q5	<b>感染拡大都道府県とは、具体的にどのような都道府県ですか。</b>
A5	<p>その時の感染状況により、判断し、お示しします。</p>
Q6	<b>(感染が) 特に拡大している都道府県とはどのような都道府県ですか。</b>
A6	<p>現状では、1週間の感染者数が人口10万人あたりで10人以上の都道府県です。また、関東地方においては、人の往来が多いことから、人口10万人あたり5人以上の都県としています。</p>

## 社会経済活動再開に向けたガイドラインの行動基準に係る Q & A

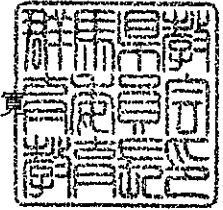
8/27時点

Q7	<b>イベントの開催制限(上限人数)はどのように決まるのでしょうか。</b>
A7	県内・近隣都県の感染状況や国の方針等によって決定します。
Q8	<b>高齢者とは何歳以上を指しますか。</b>
A8	一般的には65歳以上の人を指します。 特に70歳代以上の方が重症化するとされています。
Q9	<b>高齢者施設に入居している家族に面会したいのですが。</b>
A9	施設内における感染防止のため、多くの施設で面会の時間や人数などの制限をお願いしております。各施設の指示に従っていただきますようお願いいたします。
Q10	<b>入院している家族に面会したいのですが。</b>
A10	院内における感染防止のため、多くの医療機関で面会の制限が行われています。各医療機関の指示に従っていただきますようお願いいたします。
Q11	<b>学校について、感染状況等に応じて休業等を行うこととされていますが、具体的にどのような状況を指しますか。</b>
A11	現状、各県立学校においては、感染拡大防止対策に取り組んでいますが、当該学校の児童・生徒、教職員に陽性者があった場合には、当該学校の休業等の措置をとることとしています。 また、感染の広がりや地域によって異なることから、その状況に応じて、学校単位で対応を考えていくことを基本とし、地域や全県での対応が必要となることも想定しています。 市町村立学校については、県立学校の対応を参考に、地域の感染状況を踏まえた適切な対応をお願いしています。
Q12	<b>部活動の一部制限とは、どこまで制限されるのでしょうか。</b>
A12	県内一律での制限ということではなく、学校単位での分散登校や授業短縮等の対応に合わせて、部活動についても活動時間の短縮、活動内容の制限、対外試合の自粛等、感染状況を踏まえた対応をしていきます。

※今後、県民からの問い合わせなどをもとに内容を追加することといたします。

各市町村教育委員会教育長 様

群馬県教育委員会  
教育長 笠原 真  
(義務教育課)



「社会経済活動再開に向けたガイドライン」の改訂及び市町村立学校における  
感染防止対策の一層の徹底について (通知)

各市町村教育委員会教育長様におかれましては、「学校の新しい生活様式」を踏まえた上で新型コロナウイルス感染防止対策を講じ、適切に御対応していただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、このことについて、令和2年8月14日付け義教第311-58号において、「警戒度引上げ」に伴う市町村立学校の対応等について通知したところですが、今般、県の「社会経済活動再開に向けたガイドライン」全体の改訂が行われましたので、別添のとおり、送付いたします。

新型コロナウイルス感染症については、最近、前橋市内で複数のクラスターが発生するなど、1週間ごとの1日当たりの新規感染者数の平均が10人を超える状況にあります。また、陽性者の年齢は、20～30歳代が約6割、20歳未満が約1割を占め、「県外行動歴なし」の感染が約8割に上るなど、若者を中心に、県内の広い範囲で感染が広がっている可能性が指摘されています※。家族や親族、友人などを介して児童生徒や教職員が感染するケースや無症状者が感染を広めるケースもあり、親しい間柄であっても、基本的な感染防止対策を徹底することが重要になっています。

つきましては、市町村立学校におきましても、2学期の始業に当たり、教職員一人一人が意識を一層高め、下記に留意の上、学校や家庭等での感染拡大防止を図ることができるよう、県立学校の対応等を参考にしていきたきながら、地域の実情等を考慮した上で、今後の感染状況を踏まえた適切な対応をしていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策の取組に関して文部科学大臣からのメッセージが、別添のとおり発出されましたので、貴管下の各学校に周知していただくとともに、児童生徒への指導・支援を充実していただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

※ 県内の感染状況等については、群馬県Webページ「知事のページ『記者会見』」及び「新型コロナウイルス感染症まとめページ」等を参照してください。

記

- 1 感染拡大の現状と感染の可能性について十分理解させるとともに、家族や親族、友人間での感染が増加していることを踏まえ、改めて「群馬県学校再開に向けたガイドライン【改訂版】」及び厚生労働省策定の「『新しい生活様式』の実践例」を確認し、身体的距離の確保やマスクの着用、手洗い、「3密の回避」など、基本的な対策を徹底するとともに、高い警戒の意識を持って行動できるよう指導すること。
- 2 新型コロナウイルスに感染した児童生徒やPCR検査等を受けた児童生徒、医療従事者及びその家族等への差別や偏見等はないこと、また、根拠のない噂や嘘をSNS上に投稿したり拡散したりすることがないように指導すること。
- 3 体調に変化があった場合は、早期に保護者や教職員に相談するよう指導するとともに、保護者に対しては、児童生徒の体調の変化等を把握した場合は、速やかに主治医に相談し、その結果を学校に報告するよう依頼すること。
- 4 地域の方や各種業者など、職員以外で学校を訪問する者に対しても、対応を説明の上、感染防止対策への協力を求めること。
- 5 児童生徒及び教職員の感染に関わる情報については、速やかに県教育委員会に報告すること。
- 6 分散登校や時差登校などを実施する際は、福祉部局や放課後児童クラブ等、地域の関係機関等と十分連携を図ること。

担 当：教科指導係 宮前

電 話：027-226-4615(ダイヤル)

F A X：027-243-7759